

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成 2 3 年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	被災土地改良区復興支援事業				担当部局庁	農村振興局			作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～				担当課室	整備部土地改良企画課			土地改良企画課長 上大田 光成		
会計区分	一般会計				施策名	⑦農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備					
根拠法令	—				関係する計画、通知等	○「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」の審議における衆・参両院の農林水産委員会における附帯決議 ○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)					
事業の目的	営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業用水の配水調整を行っている被災土地改良区の機能回復を図り、復旧・復興に応じた業務運営体制の再構築や農家の意欲を絶やすことなく迅速かつ安心できる営農再開の実現を図る。										
事業概要	被災地の農家の営農再開に向けて、震災により事務所機能が損傷を受けたほか農地等の被災により経常賦課金の徴収が困難となっている被災土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入に対する利子助成(無利子化)及び業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施する。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第 1 次補正		第 2 次補正		第 3 次補正		計		
	—		—		—		150		150		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段() 書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(25年度)						
	本事業により土地改良区の業務運営体制が回復し、土地改良施設の管理が震災前の水準に達する割合		%	—	100%		事業実施地区数		地区	(50地区	
単位当たりコスト	12百万円／地区				算出根拠	○利子助成額／50地区＝3百万円 ○業務書類・機器等の復旧費用／40地区＝9百万円					
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「復興への提言」では、上記の他、農地や水利施設の1日も早い復旧や担い手を支援する観点から、復旧に係る共同作業の支援について明記されているほか、「基本方針」では、農業を営むために欠かせない農地や水利施設等の保全管理に対する支援について明記されており、諸原則や施策の考え方との整合が図られている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						被災地の土地改良区はもとより、関係県及び市町村等からも数次にわたる要請を受けており、早急な土地改良区の体制が復旧されないと、農地や土地改良施設の復旧・復興に支障が生じるばかりでなく、国等が造成した土地改良施設の管理にも支障を及ぼすこととなるため、優先度が高い事業である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						被災土地改良区の業務運営や機能回復に必要な措置を、被災地の復旧・復興に応じた適宜・適確な支援を切れ目なく実施することにより、早急な土地改良区の機能回復を図ることが可能となる。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災土地改良区の業務再開のための初期的費用や、農家の営農再開までの業務運営の維持のための資金借入に対する利子助成を行うことにより、土地改良区の機能回復後は、自立的な業務運営を確保できる。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						被災土地改良区への事業資金の交付等の事務は、民間団体(公募)を活用することとし、被災土地改良区の業務運営や機能回復に関し必要となる助言については、国が、土地改良区に対する指導監督を行う県と連携を図りつつ行うこととする。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						復旧・復興後の土地改良施設の管理を担うこととなる被災土地改良区の業務運営や機能回復に対して必要な支援を計画的に実施することで、国等が行う農地や土地改良施設の復旧・復興事業を補完するものである。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						事業の迅速な着手・執行が可能となり、また、事業の執行の透明性が確保されるよう、事業の申請手続の簡素化及び審査基準の明確化を図ることとし、被災土地改良区から事業の実施状況の定期的な報告を求めることとする。					